

山梨県公報

号外第四十八号

令和三年

十一月三十日

火曜日

目次

条 例

○山梨県知事、副知事、公営企業の管理者、教育長及び常勤監査委員の通勤手当及び期末手当支給条例及び山梨県特別職の秘書の職の指定等に関する条例の一部を改正する条例 ……………二

○山梨県職員給与条例及び山梨県一般職の任期付研究員及び任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例 ……………二

○山梨県警察職員給与条例及び山梨県一般職の任期付研究員及び任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例 ……………三

○山梨県議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例 ……………四

条例のあらまし

○ **山梨県知事、副知事、公営企業の管理者、教育長及び常勤監査委員の通勤手当及び期末手当支給条例及び山梨県特別職の秘書の職の指定等に関する条例の一部を改正する条例** (条例第四十七号) (人事課)

1 一般職の県職員の期末手当の改定等に鑑み、特別職の職員に係る期末手当について次に掲げる改正を行うこととした。

- (一) 令和三年度十二月期の支給割合を一・五七五五分に引き下げる。
- (二) 令和四年度以降の六月期の支給割合を一・六二五五分に引き下げ、十二月期の支給割合を一・六二五五分とする。

2 この条例は、令和三年十二月一日から施行することとした。ただし、1(二)については、令和四年四月一日から施行することとした。

○ **山梨県職員給与条例及び山梨県一般職の任期付研究員及び任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例** (条例第四十八号) (人事課)

1 山梨県人事委員会の山梨県議会議長及び山梨県知事に対する令和三年十月十八日付けの給与に関する勧告等に鑑み、次に掲げる改正を行うこととした。

(一) 期末手当の改定

- (1) 令和三年度十二月期の支給割合を一・二二五五分に引き下げる。
- (2) 令和四年度以降の六月期の支給割合を一・二二分に引き下げ、十二月期の支給割合を一・二二分とする。

(二) 初任給調整手当の見直し 獣医師に対して、月額三万円を超えない範囲内の額を、採用の日から十五年以内の期間、初任給調整手当として支給する。

2 この条例は、令和三年十二月一日から施行することとした。ただし、1(一)(2)及び1(二)については、令和四年四月一日から施行することとした。

○ **山梨県学校職員給与条例及び山梨県一般職の任期付研究員及び任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例** (条例第四十九号) (教育庁福利給与課)

1 山梨県人事委員会の山梨県議会議長及び山梨県知事に対する令和三年十月十八日付けの給与に関する勧告等に鑑み、期末手当について次に掲げる改正を行うこととした。

- (一) 令和三年度十二月期の支給割合を一・二二五五分に引き下げる。
- (二) 令和四年度以降の六月期の支給割合を一・二二分に引き下げ、十二月期の支給割合を一・二二分とする。

2 この条例は、令和三年十二月一日から施行することとした。ただし、1(二)については、令和四年四月一日から施行することとした。

○ **山梨県警察職員給与条例及び山梨県一般職の任期付研究員及び任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例** (条例第五十号) (警察本部警務課)

1 山梨県人事委員会の山梨県議会議長及び山梨県知事に対する令和三年十月十八日付けの給与に関する勧告等に鑑み、期末手当について次に掲げる改正を行うこととした。

- (一) 令和三年度十二月期の支給割合を一・二二五五分に引き下げる。
- (二) 令和四年度以降の六月期の支給割合を一・二二分に引き下げ、十二月期の支給割合を一・二二分とする。

2 この条例は、令和三年十二月一日から施行することとした。ただし、1(二)については、令和四年四月一日から施行することとした。

○ **山梨県議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例** (条例第五十一号) (議会)

1 特別職の職員等の期末手当の改定に鑑み、県議会議員に係る期末手当について次に掲げる改正を行うこととした。

- (一) 令和三年度十二月期の支給割合を一・五七五五分に引き下げる。
- (二) 令和四年度以降の六月期の支給割合を一・六二五五分に引き下げ、十二月期の支給割合を一・六二五五分とする。

給割合を一・六二五百分とする。

2 この条例は、令和三年十二月一日から施行することとした。ただし、1(二)については、令和四年四月一日から施行することとした。

条 例

山梨県知事、副知事、公営企業の管理者、教育長及び常勤監査委員の通勤手当及び期末手当支給条例及び山梨県特別職の秘書の職の指定等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年十一月三十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県条例第四十七号

山梨県知事、副知事、公営企業の管理者、教育長及び常勤監査委員の通勤手当及び期末手当支給条例及び山梨県特別職の秘書の職の指定等に関する条例の一部を改正する条例

(山梨県知事、副知事、公営企業の管理者、教育長及び常勤監査委員の通勤手当及び期末手当支給条例の一部改正)

第一条 山梨県知事、副知事、公営企業の管理者、教育長及び常勤監査委員の通勤手当及び期末手当支給条例(昭和二十七年山梨県条例第四十九号)の一部を次のように改正する。

第三条中「百分の百六十七・五」を「百分の百五十七・五」に改める。

第二条 山梨県知事、副知事、公営企業の管理者、教育長及び常勤監査委員の通勤手当及び期末手当支給条例の一部を次のように改正する。

第三条中「百分の百五十七・五」を「百分の百六十二・五」に改める。

(山梨県特別職の秘書の職の指定等に関する条例の一部改正)

第三条 山梨県特別職の秘書の職の指定等に関する条例(令和元年山梨県条例第一号)の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「百分の百六十七・五」を「百分の百五十七・五」に改める。

第四条 山梨県特別職の秘書の職の指定等に関する条例の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「百分の百五十七・五」を「百分の百六十二・五」に改める。

附 則

この条例は、令和三年十二月一日から施行する。ただし、第二条及び第四条の規定は、令和四年四月一日から施行する。

山梨県職員給与条例及び山梨県一般職の任期付研究員及び任期付職員採用等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年十一月三十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県条例第四十八号

山梨県職員給与条例及び山梨県一般職の任期付研究員及び任期付職員採用等に関する条例の一部を改正する条例

(山梨県職員給与条例の一部改正)

第一条 山梨県職員給与条例(昭和二十七年山梨県条例第三十九号)の一部を次のように改正する。

第三十二条第一項中「百分の百二十七・五」を「百分の百二十二・五」に、「百分の百七・五」を「百分の九十二・五」に改め、同条第二項中「百分の百二十七・五」を「百分の百十二・五」に、「百分の七十二・五」を「百分の六十二・五」に、「百分の百七・五」を「百分の九十二・五」に、「百分の六十二・五」を「百分の五十二・五」に改める。

第二条 山梨県職員給与条例の一部を次のように改正する。

第十四条の五第一項中「第三号」を「第三号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から十五年以内、第四号」に、「(第一号及び第二号)を「(第一号から第三号まで)」に改め、同項第三号中「前二号」を「前三号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 獣医学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職で人事委員会規則で定めるもの 月額 三万円

第三十二条第一項中「百分の百二十一・五」を「百分の百二十」に、「百分の九十二・五」を「百分の百」に改め、同条第二項中「百分の百十二・五」を「百分の百二十」に、「百分の六十二・五」を「百分の六十七・五」に、「百分の九十二・五」を「百分の百」に、「百分の五十二・五」を「百分の五十七・五」に改める。

(山梨県一般職の任期付研究員及び任期付職員採用等に関する条例の一部改正)

第三条 山梨県一般職の任期付研究員及び任期付職員採用等に関する条例(平成十五年山梨県条例第五十九号)の一部を次のように改正する。

第八条第二項中「百分の百二十七・五」を「百分の百十二・五」に、「百分の百六十七・五」を「百分の百五十七・五」に改める。

第四条 山梨県一般職の任期付研究員及び任期付職員採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第八条第二項中「百分の百十二・五」を「百分の百二十」に、「百分の百五十七・

五」を「百分の百六十二・五」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この条例は、令和三年十二月一日から施行する。ただし、第二条及び第四条の規定は、令和四年四月一日から施行する。

(第二号会計年度任用職員に関する経過措置)

第二条 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十二條の二第一項第二号に掲げる職員の期末手当については、この条例の施行の日から令和四年三月三十一日までの間は、第一条の規定による改正後の山梨県職員給与条例第三十二條第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(人事委員会規則への委任)

第三条 前二條に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

山梨県学校職員給与条例及び山梨県一般職の任期付研究員及び任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年十一月三十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県条例第四十九号

山梨県学校職員給与条例及び山梨県一般職の任期付研究員及び任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

(山梨県学校職員給与条例の一部改正)

第一条 山梨県学校職員給与条例(昭和二十七年山梨県条例第四十号)の一部を次のように改正する。

第二十二條第二項中「百分の百二十七・五」を「百分の百二十二・五」に、「百分の百七・五」を「百分の九十二・五」に改め、同條第三項中「百分の百二十七・五」を「百分の百十二・五」に、「百分の七十二・五」を「百分の六十二・五」に、「百分の百七・五」を「百分の九十二・五」に、「百分の六十二・五」を「百分の五十二・五」に改める。

第二条 山梨県学校職員給与条例の一部を次のように改正する。

第二十二條第二項中「百分の百二十一・五」を「百分の百二十」に、「百分の九十二・五」を「百分の百」に改め、同條第三項中「百分の百十二・五」を「百分の百二十」に、「百分の六十二・五」を「百分の六十七・五」に、「百分の九十二・五」を「百分の百」に、「百分の五十二・五」を「百分の五十七・五」に改める。

(山梨県一般職の任期付研究員及び任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第三条 山梨県一般職の任期付研究員及び任期付職員の採用等に関する条例(平成十五年山梨県条例第五十九号)の一部を次のように改正する。

第八條第三項中「百分の百二十七・五」を「百分の百十二・五」に、「百分の百六十七・五」を「百分の百五十七・五」に改める。

第四条 山梨県一般職の任期付研究員及び任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第八條第三項中「百分の百十二・五」を「百分の百二十」に、「百分の百五十七・五」を「百分の百六十二・五」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この条例は、令和三年十二月一日から施行する。ただし、第二条及び第四条の規定は、令和四年四月一日から施行する。

(第二号会計年度任用職員に関する経過措置)

第二条 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十二條の二第一項第二号に掲げる職員の期末手当については、この条例の施行の日から令和四年三月三十一日までの間は、第一条の規定による改正後の山梨県学校職員給与条例第二十二條第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(人事委員会規則への委任)

第三条 前二條に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

山梨県警察職員給与条例及び山梨県一般職の任期付研究員及び任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年十一月三十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県条例第五十号

山梨県警察職員給与条例及び山梨県一般職の任期付研究員及び任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

(山梨県警察職員給与条例の一部改正)

第一条 山梨県警察職員給与条例(昭和二十九年山梨県条例第四十三号)の一部を次のように改正する。

第三十條第一項中「百分の百二十七・五」を「百分の百十二・五」に、「百分の百七・五」を「百分の九十二・五」に改め、同條第二項中「百分の百二十七・五」を

「百分の百十二・五」に、「百分の七十二・五」を「百分の六十二・五」に、「百分の百七・五」を「百分の九十二・五」に、「百分の六十二・五」を「百分の五十二・五」に改める。

第二条 山梨県警察職員給与条例の一部を次のように改正する。

第三十条第一項中「百分の百十二・五」を「百分の百二十」に、「百分の九十二・五」を「百分の百」に改め、同条第二項中「百分の百十二・五」を「百分の百二十」に、「百分の六十二・五」を「百分の六十七・五」に、「百分の九十二・五」を「百分の百」に、「百分の五十二・五」を「百分の五十七・五」に改める。

(山梨県一般職の任期付研究員及び任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第三条 山梨県一般職の任期付研究員及び任期付職員の採用等に関する条例(平成十五年山梨県条例第五十九号)の一部を次のように改正する。

第八条第四項中「百分の百二十七・五」を「百分の百十二・五」に、「百分の百六十七・五」を「百分の百五十七・五」に改める。

第四条 山梨県一般職の任期付研究員及び任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第八条第四項中「百分の百十二・五」を「百分の百二十」に、「百分の百五十七・五」を「百分の百六十二・五」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この条例は、令和三年十二月一日から施行する。ただし、第二条及び第四条の規定は、令和四年四月一日から施行する。

(第二号会計年度任用職員に関する経過措置)

第二条 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十二條の二第一項第二号に掲げる職員の期末手当については、この条例の施行の日から令和四年三月三十一日までの間は、第一条の規定による改正後の山梨県警察職員給与条例第三十条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(人事委員会規則への委任)

第三条 前二条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

山梨県議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年十一月三十日

山梨県知事 長崎 幸太郎

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷

甲府市北口二丁目六番

山梨県条例第五十一号

山梨県議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第一条 山梨県議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和三十一年山梨県条例第六十三号)の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「百分の百六十七・五」を「百分の百五十七・五」に改める。

第二条 山梨県議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「百分の百五十七・五」を「百分の百六十二・五」に改める。

附則

この条例は、令和三年十二月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和四年四月一日から施行する。